

## 住吉区民ギャラリーの運営要綱

### 1 目的

区内に在住もしくは在勤の者で構成するアマチュア活動グループ・幼稚園から高等学校までの校園及び各種団体の文化活動の発表の場を提供することにより、区民の文化意識の高揚に資するため。

### 2 設置場所

住吉区民センター 1階エントランス（展示枠 2箇所）

### 3 運営管理

運営管理は大阪市立住吉区民センターの指定管理者とする。

### 4 展示作品

絵画・書・手芸・写真などの美術作品

### 5 展示資格

区内に在住もしくは在勤の者で構成するアマチュア活動グループ・幼稚園から高等学校までの校園及び各種団体とする。

### 6 使用料

無料とする。

### 7 展示期間

原則として、1グループにつき1ヵ月以内とする。

### 8 申請受付

大阪市住吉区民ギャラリー使用許可申請書（様式1）を毎年1月4日に翌年度分の申請を受付する。（利用日が重複する場合は抽選）

ただし、当該年度に空きがある場合はこの限りでない。

### 9 利用制限

- (1) 区民の文化意識の高揚に資すると思われないもの
- (2) 展示ケース内に展示できないもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 宗教的なもの

- (5) 政治的なもの
- (6) 人権侵害となる内容が含まれるもの
- (7) 法令、または公序良俗に反するもの
- (8) 同一年度に既に展示したもので、特段の理由がないもの
- (9) その他、区長が適当でないと認めるもの

#### 10 使用許可

展示作品の選定、展示期間の決定後、申請者に使用許可書（様式2）を交付する。

#### 11 作品の搬入・搬出

- (1) 作品の搬入・搬出及び展示は出展者が行う。  
なお、展示ケースの鍵は指定管理者が管理する。
- (2) 展示作品のタイトル、出展者名などは出展者で作成する。
- (3) 搬入は毎月初日の午前9時30分から、搬出は毎月末の午後5時までとする。

#### 附 則

この運営要綱は、平成25年12月1日から施行する。